様式第10号（第11条関係）

第　　　号

年　月　日

国頭村長　様

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

　　年度国頭村畜産・酪農収益力強化整備等対策事業の仕入れに係る

消費税等相当額報告書

　　年　　月　　日付け国頭村指令第　　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度国頭村畜産・酪農収益力強化整備等対策事業について、国頭村畜産・酪農収益力強化整備等対策事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金　　円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　円

（　　　年　　月　　日付け　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　　　　金　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　円

４　補助金返還相当額　　　　 　　　　　 　　　　　　　 　　　　金　 　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付記２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

・３の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

・その他参考となる資料を添付すること。

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。

・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

・その他参考となる資料を添付すること。